

# 佐井村ブルーカーボン推進事業業務委託仕様書

佐井村総合戦略課

## 1. 業務の名称

令和7年度佐井村ブルーカーボン推進事業業務委託

## 2. 業務実施の背景と目的

海草や海藻などが光合成によって海域に固定する炭素「ブルーカーボン」は、CO<sub>2</sub>吸収源の新たな選択肢として注目を集めしており、佐井村では、令和5年4月に脱炭素先行地域の選定を受けた際に提出した「第3回 脱炭素先行地域計画提案書」の中で、重点選定モデルの施策間連携事業として位置付けている。

また、国では、脱炭素社会の実現に向けて、カーボンニュートラルの一環として、CO<sub>2</sub>吸収源であるブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討が進められており、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、藻場・干潟等を対象としたカーボン・オフセット制度の検討を行うことが掲げられている。

こうした中、ジャパンブルーエコノミー技術研究組合は、国土交通省と連携して、ブルーカーボン生態系のCO<sub>2</sub>吸収量を対象としたカーボン・オフセット制度に取り組んでおり、保全活動で創出されたCO<sub>2</sub>吸収量についてJブルーカーボンレジット認証を行い、クレジット取引を行っている。

本業務は、こうした国等の動向や本村の状況を踏まえ、村内におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境と調和のとれた持続可能なブルーエコノミーを推進することを目的とする。

## 3. 業務の適用範囲

本仕様書は、佐井村が発注する「佐井村ブルーカーボン推進事業業務委託」に適用するものとする。

## 4. 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

## 5. 履行場所

佐井村内

## 6. 業務の内容

本業務は、次に定める内容並びにこれらに付随する一式を業務内容とする。

### （1）現状把握及び分析

1-1：既存情報による藻場の状況把握

クレジット認証に必要なベースライン、現況の基礎的な情報を既存資料により整理し、

藻場の分布状況や磯焼けの状況を把握した上で、既存資料の整理結果を踏まえ、調査箇所の選定を行うこと。

#### 1－2：現地調査準備

調査に必要な資機材、関係機関等への申請手続き書類の作成などの準備を行うこと。

#### 1－3：現地調査

音響測深機、空・水中ドローン、潜水士による藻場分布状況の把握と食害生物の把握調査を行い、その後、補足調査として、空・水中ドローン、潜水士による観察を実施すること。また、調査と同時に佐井村漁業協同組合や漁業関係者からの現地ヒアリングも行い、現況と過去で最も藻場が減少した時期（＝ベースライン）の把握を行うこと。

### （2）専門家ヒアリング等の実施

上記（1）で整理した既存資料の結果を補完するため、本村海域の状況や磯焼け対策に詳しい専門家などからヒアリングを行い、そこから得られた知見を反映させること。

### （3）磯焼け要因の把握と対策方針策定

上記（1）、（2）の結果を踏まえ、藻場の減少要因を把握した上で、今後の対策方針を策定し、クレジット申請を行うための課題抽出と対応も併せて検討すること。その際に今後の藻場保全活動の進め方についても提案すること。

### （4）結果整理

上記（1）、（2）、（3）の取りまとめを含めた調査結果報告書を作成すること。

### （5）今後のブルーカーボン推進事業の提案

本ブルーカーボン推進事業は、令和7年度に事業着手し令和9年度までの3ヶ年の間でJブルーカーボン認証並びに販売、4ヶ年目以降からは自走できる形態での事業の完成を予定している。このことから当初の3ヶ年の間で、村内海域でのブルーカーボンの創出や村内他地域への拡大を計画的に進めていくため、本事業の今後の方向性を定めるための中長期的な視点に立った最適な視点や手法を提案すること。

## 7. 打合せ協議

打合せ協議は、原則として業務着手時、現地調査実施前、中間報告時、成果物納品時とし、その他必要に応じ実施するものとする。

なお、受託者は、打合せ協議の記録簿を速やかに村に提出するものとする。

これ以外に、業務実施中に疑義が生じた場合は、電話や電子メールにより迅速かつ緊密に相談・報告を行うものとする。

## 8. 業務報告書の作成

業務実施に係る業務報告書を令和8年3月31日（火）までに納品することとし、提出にあたつ

ては、村と事前調整を行うものとする。

ファイル形式は、Microsoft Word 若しくは Microsoft Excel 形式及び PDF 形式を標準とする。

- (1) 上記 7 (1) ~ (5) で実施した業務等について、業務報告書を作成し納品すること。
- (2) データや図表、イラスト、写真を盛り込み、村民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- (3) 成果品の仕様については、下記のとおりとする。
  - ① 業務報告書（紙媒体）：A4 版 2 部
  - ② その他データ：調査結果及び活用したデータ等 一式
  - ③ 上記①～②の電子データ（上記を記録した CD-R 等の電子記録媒体） 1 枚

## 9. 実施計画書

本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるため、実施計画書を契約締結後 7 日以内に村に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、本業務に関わる責任者及び各担当者の連絡先付き名簿を作成し、計画書と合わせて提出すること。

## 10. 留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 本委託業務の完了後も村からの問合せ等に対し、真摯に対応すること。
- (3) 採用された企画の実行にあたっては、村と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

## 11. その他特記事項

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。

ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、佐井村の承認を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の 50 % を超えるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

### (2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を佐井村に通知するものとし、当該職員等を交代させる場合も同様とする。また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全管理等を行うものとする。

### (3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合も含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講

じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、佐井村個人情報保護条例（平成27年条例第31号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### （4）関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を順守すること。

#### （5）成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、佐井村に帰属するものとし、佐井村の承認を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

#### （6）損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。

なお、事故等が発生した場合は、本村に経過・発生原因等を速やかに報告し、佐井村の指示に従うものとする。

#### （7）委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと佐井村が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

#### （8）その他

本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、村と受託者の協議により事業を実施するものとする。

以 上